

川越市災害廃棄物処理計画

令和 3 年 1 月

川 越 市

目 次

第1章 基本事項

1-1	計画の目的	1
1-2	計画の位置付け	1
1-3	発災後の時期区分と特徴	3
1-4	発災後の処理の流れ	3

第2章 組織体制

2-1	川越市災害廃棄物処理体制（川越市地域防災計画）	5
2-2	廃棄物対策班・環境保全班の主な業務	7
2-3	廃棄物対策班・環境保全班の業務の流れ	9
2-4	協力・支援体制	10

第3章 災害廃棄物処理に関する事項

3-1	災害廃棄物等の種類	11
3-2	災害廃棄物の処理方針	12
3-3	災害廃棄物等の処理手順	13
3-4	災害廃棄物の処理フロー	16
3-5	処理困難物等	17
3-6	避難所ごみ	18
3-7	し尿	18
3-8	損壊家屋等	19
3-9	住宅関係障害物の除去	19
3-10	県と市の役割	20

第4章 発生量と処理能力の推計

4-1	災害廃棄物の発生量の推計手順	22
4-2	想定する災害及び災害廃棄物の推計量	23
4-3	発生量の推計方法	25
4-4	災害廃棄物処理能力の推計	27

第5章 災害廃棄物仮置場

5-1	仮置場の選定方法	32
5-2	仮置場の選定手順	33

5-3	仮置場選定の優先順位	34
5-4	仮置場の運営	34
5-5	必要面積の算出	36
5-6	仮置場の候補地状況	37
5-7	仮置場の配置イメージ	38
5-8	緊急交通の確保	39
5-9	搬入ルート設定の手順	39

第6章 災害廃棄物処理実行計画

6-1	災害廃棄物処理実行計画	40
-----	-------------	----

第7章 市民への広報、啓発

7-1	市民への情報伝達	41
7-2	啓発活動	41

第8章 その他

8-1	環境モニタリング	42
8-2	職員の教育訓練	42
8-3	本計画の見直し	42

第 1 章 基本事項

1-1 計画の目的

川越市では、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき川越市防災会議が策定した「川越市地域防災計画」を、令和 2 年 3 月に改定しました。

環境省は、平成 26 年 3 月に「災害廃棄物対策指針」を策定し、その後、広島土砂災害、関東・東北豪雨災害等全国各地で発生した大雨・竜巻・台風等から得られた様々な経験や知見を踏まえ、平成 30 年 3 月に「災害廃棄物対策指針」を改定しました。

また、埼玉県においては、市町村が災害廃棄物処理計画を策定する際の指針となる「埼玉県災害廃棄物処理指針」を平成 29 年 3 月に策定しました。

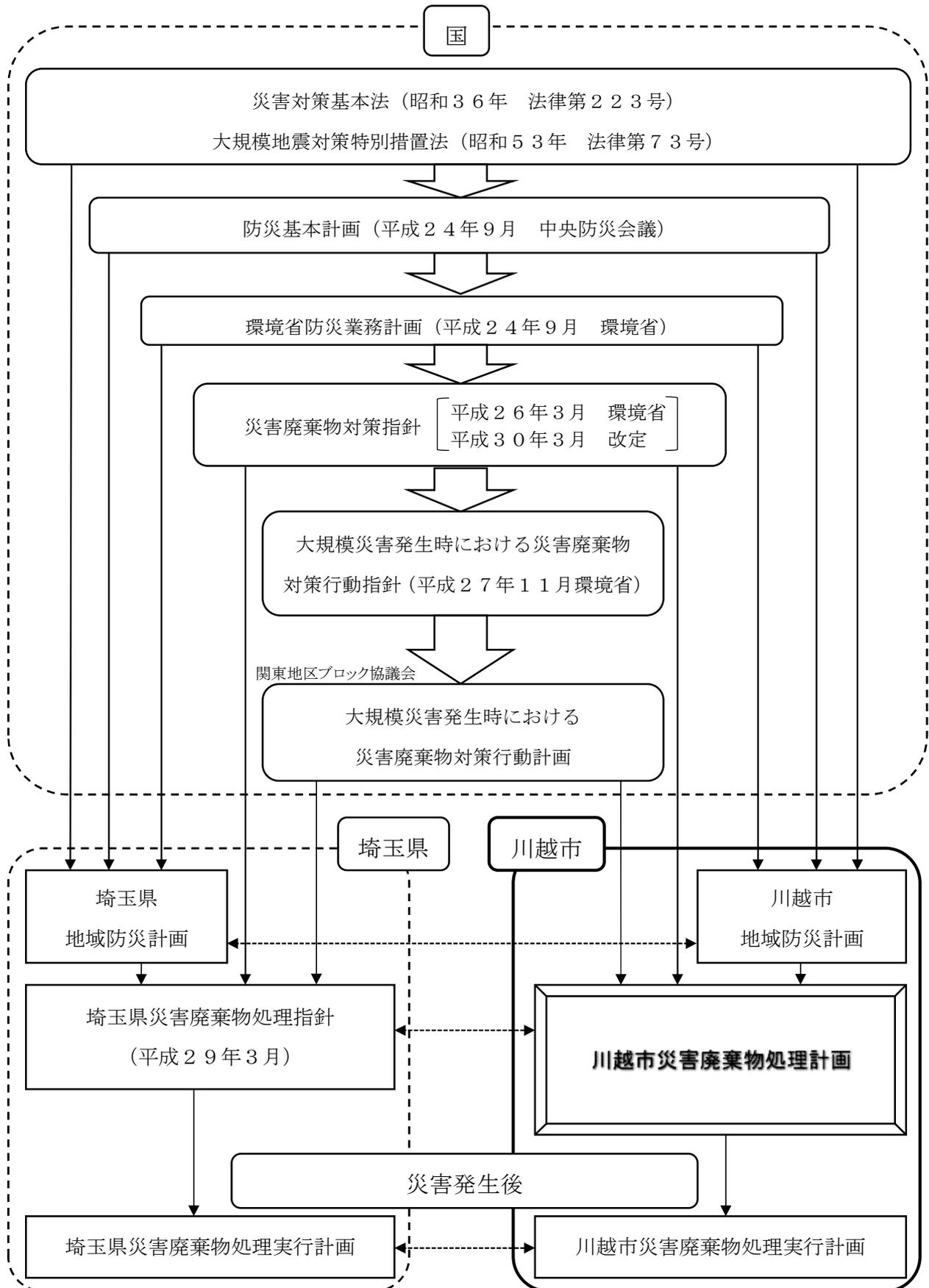
本計画は、「川越市地域防災計画」、「災害廃棄物対策指針」及び「埼玉県災害廃棄物処理指針」に基づき、被災地における公衆衛生の確保、生活環境の保全及び災害廃棄物の円滑な処理を推進するため、策定するものです。

1-2 計画の位置付け

本計画の位置付けを、図 1.1 に示します。

本計画は、「川越市地域防災計画」を上位計画とする、本市における廃棄物処理体制の整備に関する計画で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「川越市一般廃棄物処理計画」に包含される計画です。計画の策定にあたっては、「埼玉県災害廃棄物処理指針」との整合を図っています。

なお、災害発生時には、被害状況等の情報収集を行い、本計画に基づき本市が処理すべき災害廃棄物の量を推計し、対処すべき組織、処理方法、処理期間等の方針及び具体的な内容について、川越市災害廃棄物処理実行計画として取りまとめます。



※「埼玉県災害廃棄物処理指針」P2 図1.1を参考に作成

図1.1 本計画の位置付け

1-3 発災後の時期区分と特徴

発災後は人命救助が優先される「初動期」、避難所ごみを含む災害廃棄物等への対応や一時保管場所の設置・受け入れ等が主体となる「応急対応期」、発災以前の状態に戻すための災害廃棄物の処理や再資源化が主体となる「復旧・復興期」の各段階があり、それぞれの時期区分ごとの特徴に応じた対応を行います。

表 1.1 に 発災後の時期区分と特徴を示します。

表 1.1 発災後の時期区分と特徴

時期区分	時期区分の特徴	時間の目安
初動期	安全の確保が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要な資機材の確保を行う 廃棄物収集処理の可否の判断、県への連絡) ※水害の場合は、発災前から準備	発災後数日間
応急対応期 (前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間)	～3週間程度
応急対応期 (後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～3ヶ月程度
復旧・復興期	避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間)	～3年程度

※時間の目安は災害規模や内容によって異なる（東日本大震災クラスを想定）。

1-4 発災後の処理の流れ

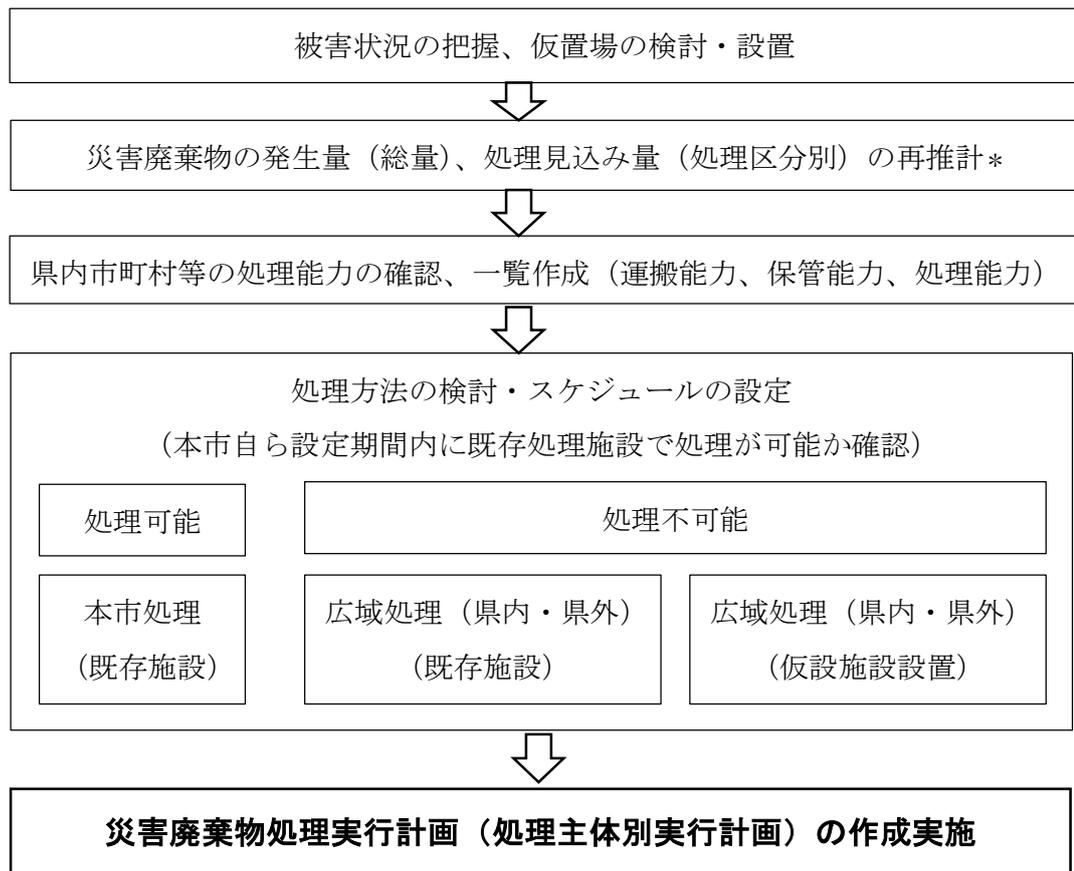
災害発生後、速やかに被害状況を把握し、仮置場の検討・設置を行います。

その後、災害廃棄物の発生量と処理区分別の処理見込み量を再推計し、本市の既存焼却施設の処理能力で自ら処理が可能か確認し、できるかぎり、本市での処理に努めます。

本市での処理が困難と判断される場合は、広域処理として県内の他自治体、民間廃棄物処理業者、県外での処理に向けた調整を県に要請します。

また、処理方法、処理期間等の方針及び具体的な内容について、災害廃棄物処理実行計画としてとりまとめます。

発災後の処理の流れを図 1.2 に示します。



* 災害廃棄物処理計画で推計した発生量・処理見込量を実際の被害状況を基に再推計

※「埼玉県災害廃棄物処理指針」P 7 図 2.2 を参考に作成

図 1.2 発災後の処理の流れ

第2章 組織体制

2-1 川越市災害廃棄物処理体制（川越市地域防災計画）

川越市地域防災計画で規定する環境部の業務について図 2.1 に示します。

各作業班は平常時の環境部の担当部署の職員で構成することを基本としますが、災害の規模が大きくなれば、災害廃棄物処理実行計画の策定、施設の復旧、避難所からのごみの収集や仮置場の選定・運営等、業務量が増大するため、付加される業務量に対応可能な人員を増員する必要があります。

また、職員が被災することや、発災直後に環境部の職員が他部局へ応援に回ることも想定されることから、他自治体等からの職員の派遣を要請する必要もあります。



図 2.1 環境部の業務

2-2 廃棄物対策班・環境保全班の主な業務

廃棄物対策班及び環境保全班の主な業務を表 2.1 に示します。

表 2.1 廃棄物対策班・環境保全班の主な業務

廃棄物対策班	主な業務内容
企画及び調整関係	◎所管施設の被害状況の調査及び応急措置に関すること
	◎災害廃棄物の収集・運搬及び処分に関する計画及び実施に関すること
	◎国・県との連絡調整
	◎住民への広報
	△災害廃棄物の仮置場の確保に関すること
	△災害廃棄物処理の進行管理
	△災害廃棄物処理実行計画策定
	△予算管理、補助金申請等
収集・運搬関係 (し尿を除く)	◎災害廃棄物の収集・運搬及び処分に関する計画及び実施に関すること
	◎廃棄物についての避難所との連絡調整に関すること
	△災害廃棄物処理の進行管理
	△被災地のごみの収集・運搬及び処分に関すること
	△避難所のごみの収集・運搬及び処分に関すること
	△災害状況に応じた仮置場の管理
廃棄物処理施設関係 (し尿を含む)	◎応急仮設トイレの確保及び設置に関すること
	△災害廃棄物処理の進行管理
	△被災地のし尿の収集・運搬及び処分に関すること
	△応急仮設トイレのし尿の収集・運搬及び処分に関すること
	△災害状況に応じた仮置場の管理
	△仮置場の土壌環境調査
	△各施設での受入・分別・処分等
	△災害廃棄物処理手数料の減免に関すること
民間事業者との 調整関係	◎民間廃棄物処理業者等への協力・支援依頼

環境保全班	主な業務内容
環境対策関係	◎有害物質等による汚染状況の調査及び報告に関すること
	◎有害物質等取扱施設の被害情報の収集及び指導に関すること
	△災害による大気汚染対策及び水質汚濁対策に関すること
環境部内等の連絡調整	◎部内他班の応援に関すること
	◎部内出動職員の把握及び報告に関すること
	◎部内職員の配置調整及び部内各班との連絡調整に関すること
	◎部内各班の事務補助に関すること
	◎その他災害廃棄物処理に関すること

※ ◎発災初期及び救援・復旧期 △救援・復旧期

2-3 廃棄物対策班・環境保全班の業務の流れ

災害発生後、市内定時収集による被災地の状況集約、所管施設の被害状況の調査と応急措置、防災危機管理室からの情報収集を行い、現地確認や被災地域との協議等により得られた情報をもとに対策会議を随時実施しながら、災害状況に応じた適切な対応を図ります。

廃棄物対策班、及び環境保全班の業務の流れを図 2.2 に示します。

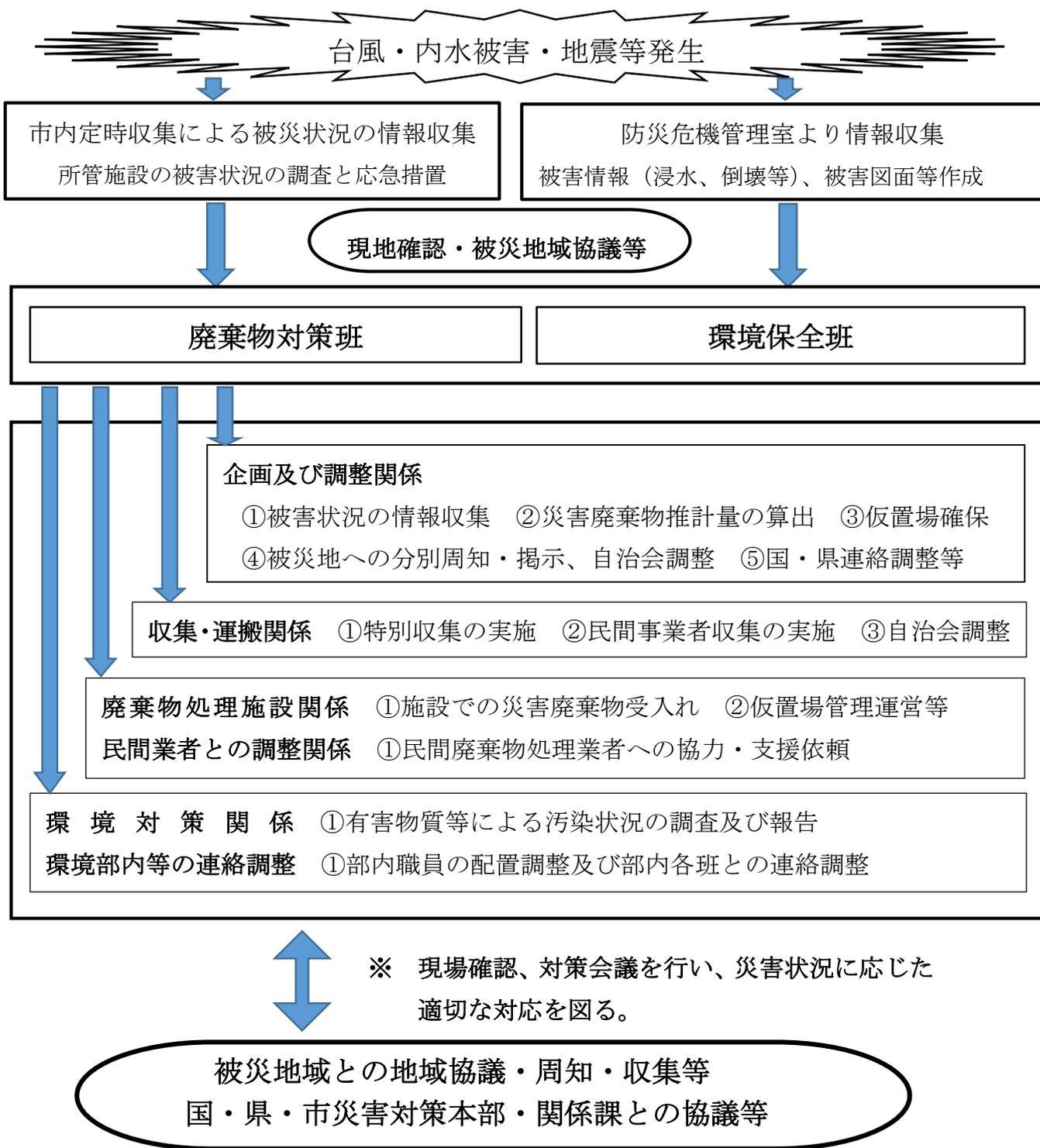


図 2.2 廃棄物対策班・環境保全班の業務の流れ

2-4 協力・支援体制

○協定等による協力・支援要請

市内で発生する災害廃棄物の処理は、市が主体となって行いますが、被災状況や災害廃棄物の発生量によって、本市での処理が困難と判断される場合は、速やかに協力・支援体制を整備します。

管理計画担当は、処理担当から協力・支援の必要性を把握し、要請内容を整理し、協定等に基づき協力・支援を要請します。

災害時における災害廃棄物の処理の協力・支援に関する協定については、適宜見直しを行い、実効性のある協定とするとともに、他の団体との協定についても締結していきます。

災害廃棄物に関する協定等を表 2.2 に示します。

表 2.2 災害廃棄物に関する協定等

名 称	締結先	内 容
災害廃棄物等の処理に関する相互支援協定	埼玉県清掃行政研究協議会（各市町村等）	・機材等の提供及び斡旋 ・一時的に保管する仮置場の提供 ・必要な職員の派遣 ・処理の実施 等
災害廃棄物等の処理の協力に関する協定	埼玉県一般廃棄物連合会（埼玉県清掃行政研究協議会にて締結）	・災害廃棄物等の撤去 ・災害廃棄物等の収集・運搬 ・災害廃棄物等の処分 ・仮設トイレの設置、汚水の汲み取り 等
大規模災害時における災害廃棄物対策行動計画	大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会	・協議会構成員の派遣 ・仮置場の状況確認及び管理支援 ・収集運搬支援 ・処理できない廃棄物の受け入れ調整支援 等

○ボランティアへの協力要請

災害時には、仮置場の運営やごみの分別等で多くの人員が必要となることから、必要に応じてボランティアによる協力を災害ボランティアセンターに要請します。

第3章 災害廃棄物処理に関する事項

3-1 災害廃棄物等の種類

災害廃棄物とは、自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市区町村がその処理を実施するものです。

災害時に想定される災害廃棄物等の種類を表3.1に示します。災害時には、通常の一般廃棄物とは異なる性状の廃棄物が大量に発生するとともに避難所からの生活ごみやし尿に対する処理対策も必要となり、通常の処理とは異なる対応が必要となります。

表 3.1 災害廃棄物等の種類

区 分	種 類	品 目
地震や水害等の災害によって発生する廃棄物	(1)木くず	柱・梁・壁材、倒木・流木等
	(2)コンクリートがら等	コンクリート片、コンクリートブロック、アスファルトくず等
	(3)金属くず	鉄骨、鉄筋、アルミ材等
	(4)可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	(5)不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等が混在した概ね不燃性の廃棄物、農業用ビニールハウス等
	(6)腐敗性廃棄物	畳、農産物・畜産物、食品等、飼料肥料工場等から発生する原料及び製品等
	(7)廃家電等*	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコン等の家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	(8)自動車等*	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原動機付自転車等
	(9)有害廃棄物等	石綿含有廃棄物、PCB含有廃棄物、感染性廃棄物、化学物質、医薬品、農薬等の有害廃棄物等
	(10)処理困難物等	消火器、ボンベ類等の危険物、漁網、石膏ボード、廃船舶等
被災者や避難者の生活に伴う廃棄物	(11)生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	(12)避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ等
	(13)し尿	災害時の仮設トイレ等からの汲み取りし尿

*リサイクル可能なものは、各リサイクル法により処理を行う。

※「埼玉県災害廃棄物処理指針」P9 表3.1を参考に作成

3-2 災害廃棄物の処理方針

災害廃棄物の処理方針を表 3.2 に示します。

表 3.2 災害廃棄物の処理方針

(1) 発災前の対応
災害廃棄物を円滑かつ安全に処理するとともに、処理する廃棄物を減量化するための予防対策を図ります。
(2) 初動・応急対応
災害発生時、直ちに被害状況を把握し、廃棄物対策班・環境保全班、及び統括の体制を構築するとともに、収集運搬・処理施設等の安定した処理体制を構築します。
(3) 計画的処理
災害廃棄物は原則として市内で処理することを基本とします。災害発生後は時間の経過とともに対応方法も変化することが予測されるため、段階ごとの状況を想定のうえ、計画的な処理を推進します。
(4) 環境保全、再資源化処理
災害廃棄物の処理に際しては、可能な限り環境の保全、資源の有効活用に配慮した処理を推進します。
(5) 安全の確保
災害廃棄物の処理業務においては、通常時の業務とは異なる対応が必要となりますが、特に危険物等の混入を防ぐために、分別収集・搬入の徹底を図るとともに、作業の過剰な負担の低減と均一化により、作業員の健康管理及び安全性を確保します。
(6) 協力・支援体制の確保
災害時に備え、県・周辺の自治体（埼玉県清掃行政研究協議会）との連携や協力・支援体制を整備するとともに、災害廃棄物の仮置場や処理等、市民や事業者との協力・支援体制の強化に努めます。
(7) 施設の浸水被害対応
既存処理施設は洪水ハザードマップ上の浸水想定区域内に位置しているため、浸水被害により施設の稼働が困難になった場合は、復旧するまでの期間、他自治体及び民間廃棄物処理業者との協定等により処理の継続を図ることや、廃棄物を仮置場等で一時的に保管する等の対応をとります。

3-3 災害廃棄物等の処理手順

災害発生後の処理手順を表 3.3 に示します。

表 3.3 災害廃棄物等の処理手順

< 初 動 期 >	
項 目	業 務 内 容
(1) 災害廃棄物対策会議の設置	① 廃棄物対策班の設置 (資源循環推進課、環境施設課、収集管理課、産業廃棄物指導課により構成) ② 環境保全班の設置 (環境対策課、環境政策課により構成) ※必要に応じて環境部内職員による応援を行う。
(2) 情報収集及び記録、関係機関との連携	① 市内の被災状況、ごみ収集状況、集積所の状況、所管施設の状況等の情報収集や現地確認及び記録の開始(写真記録等) ② 処理施設、収集運搬車両、許可業者、委託業者の状況把握 ③ 災害対策本部と災害情報の共有 ④ 県や関係機関との連絡調整 ⑤ 災害廃棄物処理に係る業界団体等との協定内容確認
(3) 災害廃棄物発生量の再推計	① 被災状況に応じた発生量の推計及び集計整理 ② 状況に応じた発生量の見直し ③ 仮置場の必要面積を推計
(4) 処理体制の構築	① 処理施設等受入れ体制整備 (市施設への直接搬入、仮置場での一時保管、施設機器等の応急復旧等) ② 生活ごみ・避難所ごみ・し尿・災害廃棄物の処理体制の決定 ③ 資機材・燃料等の確保 ④ 外部委託の必要性の検討 ⑤ 広域的処理体制の確立、県や他自治体及び民間廃棄物処理業者へ協力・支援要請
(5) 収集運搬体制の構築	① 生活ごみ・避難所ごみ・し尿・災害廃棄物の収集運搬体制の決定 ② 危険物や処理困難物等の取扱いの決定 ③ 外部委託の必要性の検討
(6) 仮設トイレ設置の必要性	① 仮設トイレ設置の必要性の判断 ② 必要基数の確認、消耗品の確保 ③ 収集・処理体制の決定

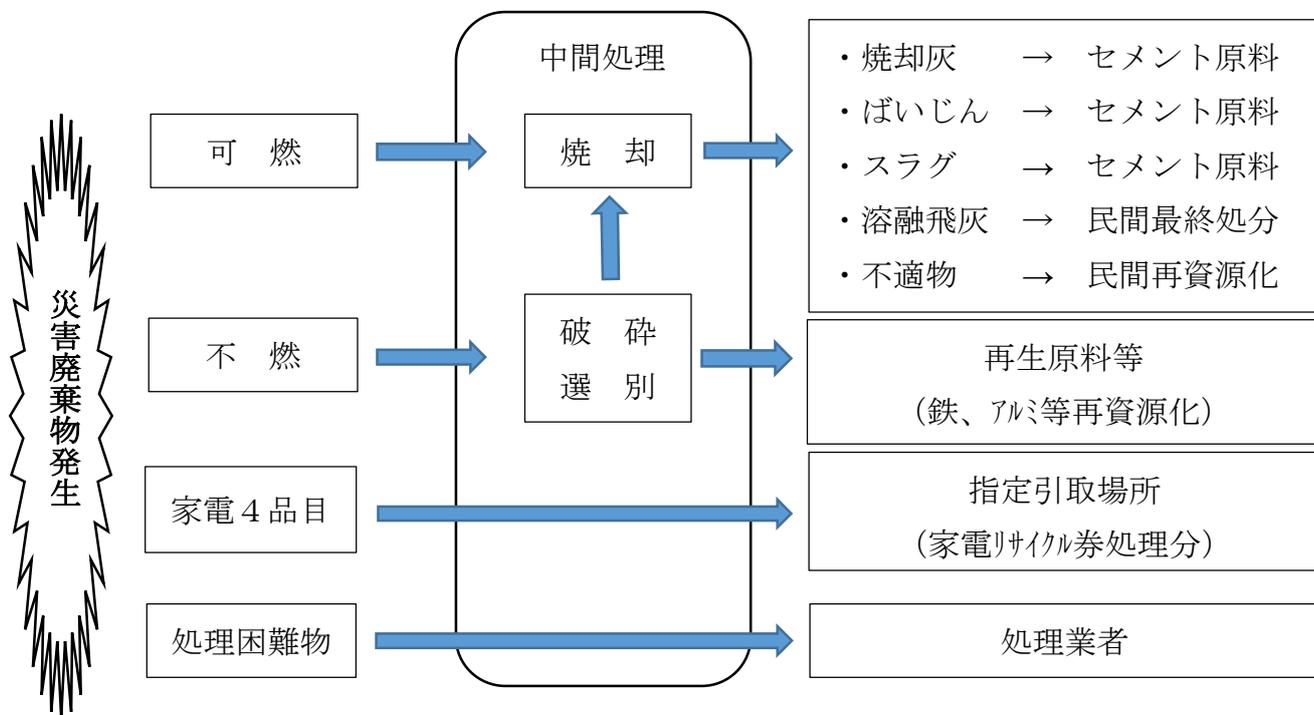
<p>(7) 災害廃棄物仮置場の開設</p>	<p>① 仮置場の検討、所有者や管理者との交渉、仮置場選定</p> <p>② 警察や消防等関係機関への連絡</p> <p>③ 仮置場の土壌調査</p> <p>④ 搬入可能廃棄物、搬入受入れ基準の決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活ごみ（特に生ごみ）、事業系廃棄物、危険物の取扱い等 <p>⑤ 職員の配置、人員の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・搬入可能廃棄物の確認及び指導 ・車両案内（場内外の誘導、交通整理等） ・荷下ろし、分別の指導等 ・夜間の警備 <p>⑥ 必要となる資機材の確保及び設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フェンス、飛散防止ネット ・鉄板、保護シート、遮水シート等の敷設 ・配置図、看板等の設置 ・マスクや手袋等の備品の確保 ・粗選別等に用いる重機
<p>(8) 災害廃棄物仮置場への搬入</p>	<p>① 職員の配置、必要資機材の確保及び設置</p> <p>② 仮置場への災害廃棄物の搬入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難路や緊急輸送道路の障害物を優先的に搬入 ・危険性や公益性等の観点から順次搬入 ・搬入による交通渋滞を考慮し、時間帯を調整 <p>③ 搬入可能廃棄物、搬入受入れ基準の遵守</p> <p>④ 適正処理、資源化を踏まえ、分別</p> <p>⑤ 火災防止策、環境モニタリング、悪臭及び害虫防止策等を実施</p> <p>⑥ 二次仮置場や破碎・選別等の処理施設の検討</p>
<p>(9) 市民への周知・掲示事項等</p>	<p>① 分別方法</p> <p>② 収集方法</p> <p>③ 仮置場の搬入方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場所、搬入時間、曜日等 ・誘導路（場外、場内）、案内図、配置図 ・持ち込めないもの ・廃棄物であることの証明方法が必要となる場合等（住所記載の身分証明書、り災証明書等）

(10) 災害廃棄物処理実行計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害廃棄物の発生状況、発生場所の整理 ② 災害廃棄物再推計量の確認 ③ 災害廃棄物仮置場、搬入方法、分別方法設定 ④ 避難場所等の分別区分 ⑤ 収集方法、収集ルート、配車計画等の設定 ⑥ 被災地区以外の一般廃棄物の排出方法等の周知
<応急対応期> ~ <復旧・復興期>	
項 目	業 務 内 容
(11) 計画的な収集・運搬、処理の実施	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害廃棄物処理実行計画に基づき計画的な処理の推進 ② 広域的な処理による処理能力不足分の補完 ③ 協力・支援の受け入れ ④ 収集・運搬、処理に関する情報の提供、周知 ⑤ 処理施設機器等の本復旧
(12) 損壊家屋の解体・撤去	<ul style="list-style-type: none"> ① 市民から解体・撤去の申請を受付 ② り災証明、家屋面積、権利等の確認 (減免申請手続き等) ③ 現地調査、解体・撤去の決定 (危険性・公益性等の観点から優先順位設定) ④ 仮置場への搬入受入立ち合い等
(13) 計画的な収集・運搬処理の実施継続	<ul style="list-style-type: none"> ① 計画的な収集・運搬、処理の継続 ② 広域的な処理の継続 ③ 復旧・復興状況に応じ、事業の縮小 ④ 平常業務体制の確保
(14) 仮置場の原状復帰	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害廃棄物の状況及び収集・運搬、処理の状況を分析 ② 復旧・復興状況に応じ、仮置場の閉鎖、環境モニタリングの実施 ③ 仮置場の原状復帰、所有者・管理者へ返却
(15) 国庫補助金申請	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害等廃棄物処理事業費 ② 廃棄物処理施設災害復旧事業費等
(16) 総括	<ul style="list-style-type: none"> ① 災害廃棄物処理の対応を総括整理 ② 本計画の見直し等

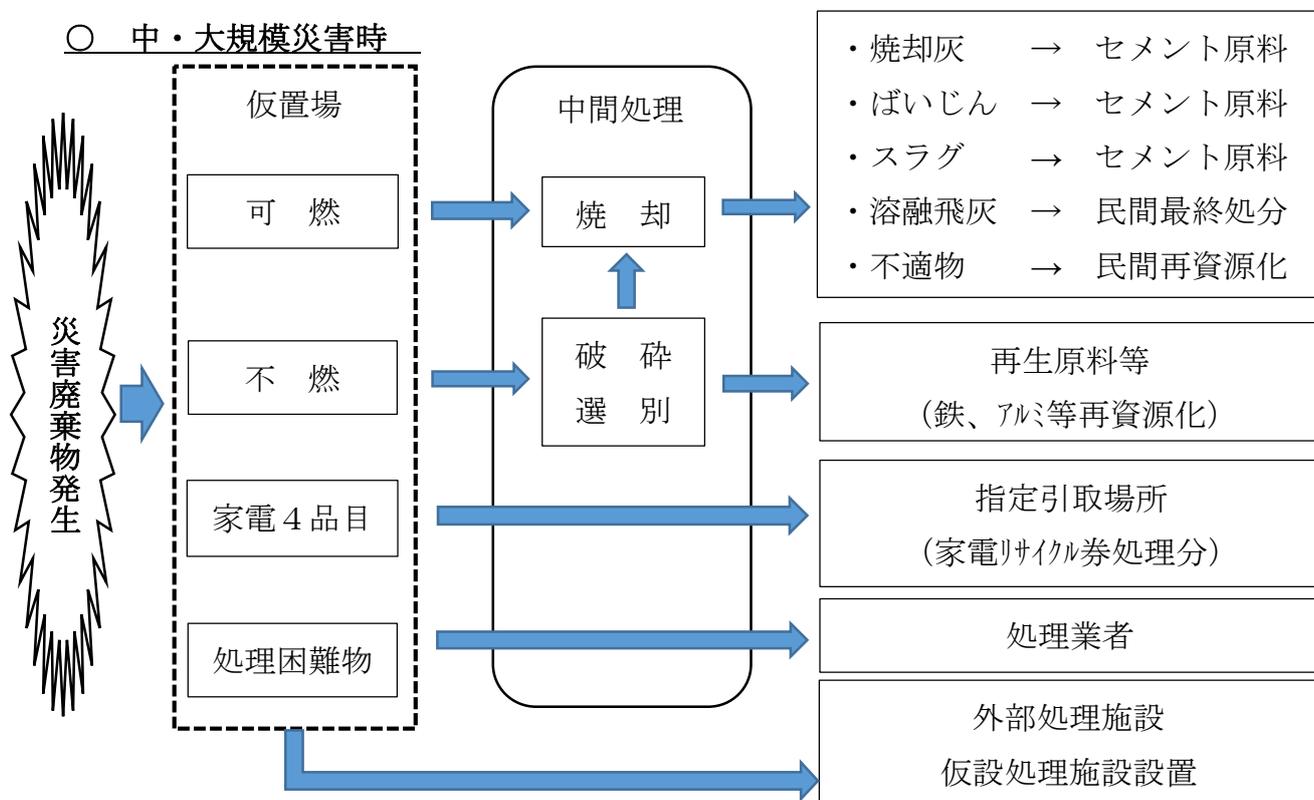
3-4 災害廃棄物の処理フロー

災害廃棄物の処理に係るフローを図 3.1 に示します。災害廃棄物は、選別により再資源化を行い、適正に処理します。

○ 小規模災害時



○ 中・大規模災害時



※大規模災害時は、中間処理施設の能力に応じて、別途仮設処理施設の設置を検討します。

図 3.1 災害廃棄物の処理フロー

3-5 処理困難物等

○処理困難物

消火器、ガスボンベ等の危険物や、農薬、毒劇物等の薬品類、PCB含有廃棄物、石綿含有廃棄物等の処理困難物は、生活環境保全上の観点及び住民への健康影響防止の観点から、他の災害廃棄物よりも優先的に回収し、他の廃棄物と区別して保管するとともに、専門機関、専門処理業者への委託等により適正に処理します。

取扱いに注意を要する代表的な処理困難物の収集・処理方法の例を表 3.4に示します。

表 3.4 代表的な処理困難物の収集・処理方法の例

品 目	処理処分の方法 (例)
農薬	J Aや農薬等の販売店やメーカーへ回収や処理を依頼する。
毒物又は劇物	毒物及び劇物取締法により、保管・運搬を含め事業者登録が必要となり、廃棄方法も品目ごとに定められている。
有機溶剤 (シンナー、塗料、トリクロロエチレン等)	販売店やメーカー等へ処理を委託する。 産業廃棄物処理業者 (許可業者) 等の専門業者へ処理を委託する。
電池類 (密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池 (ニカド電池)、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、ボタン電池、カーバッテリー等)	リサイクル協力店又はボタン電池回収協力店へ回収を依頼する。
灯油、ガソリン、エンジンオイル等	販売店又はガソリンスタンドへ回収や処理を依頼する。 産業廃棄物処理業者 (許可業者) 等の専門業者へ処理を委託する。
消火器	一般社団法人日本消火器工業会に連絡して回収や処理等を依頼する。
石綿 (飛散性) 石綿含有物 (非飛散性)	回収した廃石綿及び石綿含有廃棄物は、プラスチックバックやフレキシブルコンテナバックで二重梱包や固形化するなどの飛散防止措置を行ったうえで、管理型最終処分場での埋立処分、若しくは溶融による無害化処理を行う。

P C B含有機器（トランス、コンデンサ等）	<p>既存のポリ塩化ビフェニル（P C B）廃棄物処理計画の内容等を踏まえ処理を行う。</p> <p>所有者不明のものは、濃度分析を行い、判明した濃度に応じて適正に処理する。</p> <p>高濃度のものは中間貯蔵・環境安全事業㈱（J E S C O）へ、低濃度のものは環境省の認定施設へ処理を委託する。</p>
感染性廃棄物（注射器針等）	<p>産業廃棄物処理業者（許可業者）等の専門業者へ処理を委託する。</p>
ガスボンベ（L Pガス、高圧ガス等）	<p>容器の記載から、ボンベの所有者が確認できる場合は、そのガス会社に連絡して引き取ってもらう。</p> <p>文字が消える等、所有者が確認できない場合は、一般ガスであれば埼玉県高圧ガス溶材協会へ、L Pガスについては一般社団法人埼玉県L Pガス協会へ連絡し回収方法を確認する。</p>

※「埼玉県災害廃棄物処理指針」P68 表 6.1 を参考に作成

○稲わら

水害により水田に堆積した稲わらは、関係機関と連携し処理を行います。

- ・受入れ施設は、東清掃センター及び資源化センターとします。
- ・特定の日に持込みが集中することを避けるため、農業者と持込み量、及び持込み日等の調整を行います。
- ・必要に応じて、現地確認を行います。

3-6 避難所ごみ

避難所ごみについては、平常時と同様の分別で排出することを基本とします。収集場所や収集運搬ルートについては、避難所ごみの特性から、平常時のルートとは異なる対応を求められることが想定されるため、避難者数及び避難所の設置・閉鎖の状況に応じて収集保管場所を確保するとともに、収集運搬ルートを決定のうえ、収集運搬体制を構築します。また、処理については、市の処理施設で処理が可能な場合は平常時と同様とします。

3-7 し尿

仮設トイレや避難所等のし尿の収集は、仮設トイレの設置数及び避難者数等の利用状況に応じて優先順位を決定し実施します。

また、上下水道施設が被害を受けた場合、水洗トイレの使用ができなくなることが

想定され、推計した発生量を大きく上回る汲み取りし尿が発生し、収集体制の能力に不足が生じるおそれがあります。このような場合には、他自治体、業界団体等に協力・支援を要請します。

収集したし尿は、環境衛生センターで処理することを基本としますが、施設の一部又は全部が被災するなどによって通常の稼働が困難となった場合は、他自治体の施設への処理の要請を行います。

本市の仮設トイレの備蓄数を表 3.5 に示します。

表 3.5 仮設トイレの備蓄数

種別	仕様等	基数
簡易組立トイレ	ベンクイック S・W型	7 9
	ベンクイック H型	2 3
	ベンクイック 小便器	1 0
	六角パクト	1 2
	サニタークリーン	1 4 4
	スケットイレ (100 枚/箱)	1 1 9
	個人用簡易トイレ	6, 2 7 2

※ 川越市地域防災計画 資料集 2-5 より

3-8 損壊家屋等

損壊家屋等の解体・撤去等は、原則として所有者の責任で実施することになりますが、国が災害廃棄物処理事業として公費負担の対象とし、本市が市の事業として行う場合は、次のとおり対応します。

- ・申請方法等を被災者へ向けて広報します。
- ・所有者の解体意思を確認後、解体申請の受付と書類審査を行い、決定通知書を発行します。
- ・現地調査を行い仕様書を作成し、解体の発注を行います。解体事業者が決定次第、建設リサイクル法に基づく届け出を行った後に解体撤去を実施します。
- ・解体撤去完了後、所有者、市、業者の三者による現場立合いにて、完了を確認します。

3-9 住宅関係障害物の除去

住宅関係障害物の除去とは、災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木材等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去をいいます。住宅関係障害物が発生した場合は、市保有の器具及び機械を使用して除去を行います。

除去に際して、労力又は機械力が不足する場合は、県に要請し他自治体からの派遣を求めます。さらに、労力又は機械力が相当不足する場合は、川越市建設業協会に資機材、労力等の提供を求めます。

3-10 県と市の役割

大規模災害時の広域的な処理を実施するための支援体制の構築に係る県と本市の役割は、表 3.6 に示すとおりです。

表 3.6 大規模災害時の広域支援体制の構築に係る県と本市の役割

県	市
①災害廃棄物対策本部の設置・県内被害状況の情報収集	
<ul style="list-style-type: none"> ・発災後速やかに、災害対策本部環境対策部を設置し、県内被害状況の情報収集を行う。 ・災害対策本部と連携して県内市町村等と連絡を取り、県内全域の災害廃棄物の発生状況、道路、処理施設等の被害状況を把握する。 ・団体規模に比して災害規模が大きく、計画・マニュアル等に定めた業務の遂行が著しく遅滞又は中断するおそれがある場合は、必要に応じて職員を市町村等に派遣し、業務の遂行の確認や進行管理の支援等を行う。 ・県内で対応困難な場合は、国及び県外自治体に対して、人員・人材の派遣、収集運搬・処理資機材等の支援を要請する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・発災後速やかに、災害廃棄物対策のための体制を整え、災害廃棄物の発生状況、道路、処理施設等の被害状況を把握し、県災害対策本部環境対策部（本表では、以下「県」という。）等に報告する。 ・初動期に必要なとなる災害廃棄物の現場撤去、仮置場の確保を進める。 ・人員不足の場合、県に調整・支援を要請する。 ・緊急的に必要ながれきの撤去等について、民間事業者への協力・支援を要請する。
②処理体制の検討	
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村等との連携により、県全体として迅速かつ効率的な処理を行える体制を構築する。市町村等ごとの被災状況や災害廃棄物処理対応の可否を詳細に把握し、以下の順で検討する。 ア) 市町村等単独での処理が可能か イ) 市町村等間の広域処理による対応が可 	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況、災害廃棄物の発生状況から、市町村等単独で災害廃棄物を処理できるかを検討し、県に報告する。 ・単独での処理が困難な場合は県に支援要請する。

能か ウ) 県による主体処理が必要か エ) 県外自治体への支援要請が必要か	
③市町村等単独での処理体制の構築	
・必要に応じて、資機材、燃料等の確保を支援・調整する。	・人員を配置し、処理委託等の手続きを実施する。
④市町村等主体の広域処理体制の構築	
・市町村等主体の広域処理が円滑に進むようエリアや処理体制について調整・支援する。	・県の調整のもと、近隣市町村等との広域処理体制を構築する。 ・広域処理エリア内の各市町村等の役割分担を明確にし、それに必要な人員を各市町村等において配置する。エリア内の中核的な市町村等が中心的な役割を担う。また必要に応じて、県外からの経験者等の支援を受入れて体制を構築する。
⑤県主体の広域処理体制の構築	
・市町村等自らの処理が困難であり、県への事務委託の要請があった場合は、県が主体となって災害廃棄物を処理する。 ・処理業務等の発注にあたって、複数市町村等のエリアを一括して発注することが効率的である場合は、関係市町村等と協議調整のうえ処理体制を構築する。	・県の業務発注に必要な情報を提供する。
⑥国・県外自治体等との広域処理体制構築	
・県内処理が困難な場合、国・県外自治体等へ支援要請し、県外広域処理体制を構築する。	・県の調整を受け、国・県外自治体等との広域処理体制を構築する。 ・県外自治体等と災害時の協定を締結している場合は、当該自治体等との連携を行う。

※「埼玉県災害廃棄物処理指針」P 3 4 表5.6を参考に作成

第4章 発生量と処理能力の推計

4-1 災害廃棄物の発生量の推計手順

災害廃棄物の発生量の推計は、図4.1に示す手順で行います。

大規模な災害であるほど、発災直後には被害の全容がつかめないものであることから、あらかじめ災害の種類や規模に応じた発生量を想定しておくことが有効な手段となります。

発生原単位については、発災当初は、既往災害の実績に基づく原単位から設定し、災害の実態に基づき、適宜見直しを行います。

また、発災からの時間の経過に応じて、被害状況の確認や処理・処分の進行状況等から適時推計を見直し精度を高めていきます。

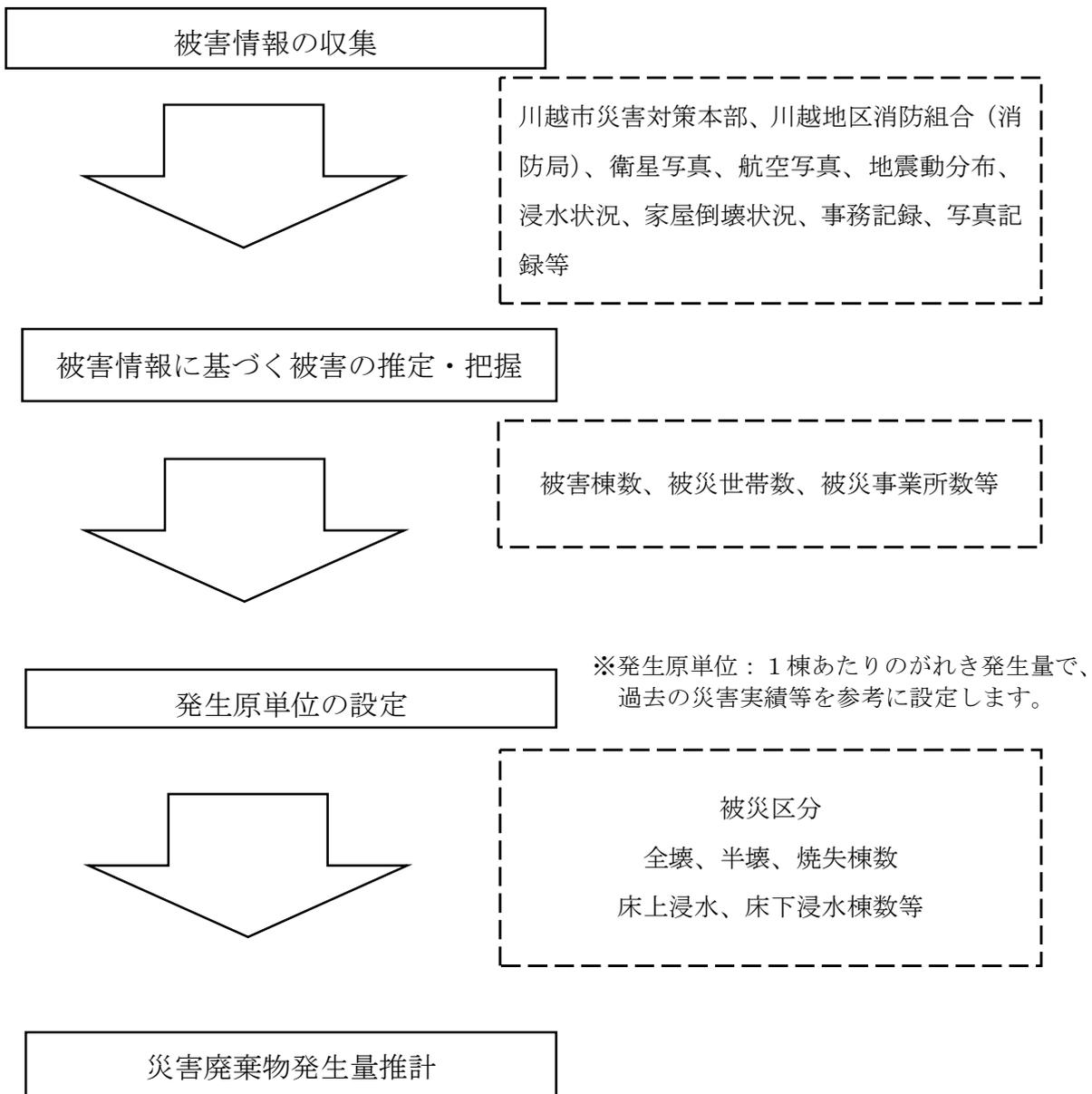


図4.1 災害廃棄物の発生量の推計手順

4-2 想定する災害及び災害廃棄物の推計量

「埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成26年3月）には、東京湾北部地震及び関東平野北西縁断層帯地震の災害廃棄物の推計量が示されています。また、「埼玉県災害廃棄物処理指針」（平成29年3月策定）においても、災害廃棄物の推計量が示されています。

◎「埼玉県地震被害想定調査報告書」による災害廃棄物の推計量

○東京湾北部地震の場合

東京湾北部地震の場合を表4.1に示します。

表4.1 東京湾北部地震の場合

風速	3 m/s		8 m/s	
	災害廃棄物 (万トン)	災害廃棄物 (万m ³)	災害廃棄物 (万トン)	災害廃棄物 (万m ³)
発災時間				
夏12時	0.9	0.6	1.0	0.6
冬5時	0.7	0.5	0.7	0.5
冬18時	1.5	1.0	1.8	1.1

※「埼玉県地震被害想定調査報告書」P14-16 表14.8 3-2(1) より

○関東平野北西縁断層帯地震の場合

関東平野北西縁断層帯地震の場合の場合を表4.2に示します。

表4.2 関東平野北西縁断層帯地震の場合

風速	3 m/s		8 m/s	
	災害廃棄物 (万トン)	災害廃棄物 (万m ³)	災害廃棄物 (万トン)	災害廃棄物 (万m ³)
発災時間				
夏12時	60.3	39.0	62.2	40.2
冬5時	58.7	37.9	60.1	38.8
冬18時	70.5	45.6	75.1	48.6

※「埼玉県地震被害想定調査報告書」P14-21 表14.8 3-2(6) より

◎「埼玉県災害廃棄物処理指針」による災害廃棄物の推計量

○東京湾北部地震及び関東平野北西縁断層帯地震の場合

東京湾北部地震及び関東平野北西縁断層帯地震の場合に発生する災害廃棄物の推計量を表 4.3 に示します。

表 4.3 東京湾北部地震及び関東平野北西縁断層帯地震の場合

川越市	総量 (トン)	災害廃棄物(トン)				
		可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材
東京湾	15,390	723	5,958	7,915	526	269
関東平野	869,618	62,284	267,603	489,402	27,007	23,322

※「埼玉県災害廃棄物処理指針」P13 表3.4、P14 表3.5 より

○荒川氾濫による洪水の場合

荒川氾濫による洪水の場合に発生する災害廃棄物の推計量を表 4.4 に示します。

表 4.4 荒川氾濫による洪水の場合

総量 (トン)	災害廃棄物(トン)								
	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	危険物 有害物	思い出の品 貴重品	廃家電類	土砂
104,728	40,425	9,530	4,503	2,723	17,594	524	105	1,990	27,334

※「埼玉県災害廃棄物処理指針」P18 表3.9 より

4-3 発生量の推計方法

災害廃棄物の発生量は、「埼玉県災害廃棄物処理指針」（平成29年3月）に示される方法により推計を行います。

災害廃棄物発生量 = 被害家屋棟数 × 発生原単位（トン/棟） × 種類別割合（%）

- ・被害家屋棟数：現地の被害状況や航空写真等の情報から、被災区分（全壊、半壊、焼失、床上浸水、床下浸水）ごとに棟数を設定します。
- ・発生原単位：1棟あたりのがれき発生量で、過去の災害実績等を参考に設定します。
- ・種類別割合：被害要因別（地震・水害）による種類別割合で、過去の災害実績等を参考に設定します。

<参考>

○災害廃棄物の発生原単位（地震）

地震による災害廃棄物の発生原単位を表4.5に示します。

表4.5 災害廃棄物の発生原単位（地震）

被災区分	発生原単位	備考
全壊	161 トン/棟	内閣府(2013)による首都直下地震の被害想定
半壊	32 トン/棟	全壊の20%
焼失（木造）	107 トン/棟	161トン/棟から約34%焼失した残り
焼失（非木造）	135 トン/棟	161トン/棟から約16%焼失した残り

※「埼玉県災害廃棄物処理指針」P10 表3.2 より

○災害廃棄物の種類別の割合（地震）

地震による災害廃棄物の種類別の割合を表4.6に示します。

表4.6 災害廃棄物の種類別の割合（地震）

被害要因	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材
液状化、揺れ	8.0%	28.0%	58.0%	3.0%	3.0%
火災（木造）	0.1%	65.0%	31.0%	4.0%	0.0%
火災（非木造）	0.1%	20.0%	76.0%	4.0%	0.0%

※「埼玉県災害廃棄物処理指針」P10 表3.3 より

○災害廃棄物の発生原単位（風水害）

風水害による災害廃棄物の発生原単位を表 4.7 に示します。

表 4.7 災害廃棄物の発生原単位（風水害）

被害区分	発生原単位	備考
床上浸水	4.60 トン/世帯	浸水深が0.5m以上の被害
床下浸水	0.62 トン/世帯	浸水深が0.5m未満の被害

※「埼玉県災害廃棄物処理指針」P15 表3.6 より

○災害廃棄物の種類別の割合（風水害）

風水害による災害廃棄物の種類別の割合を表 4.8 に示します。

表 4.8 災害廃棄物の種類別の割合（風水害）

被害要因	可燃物	不燃物	コンクリート がら	金属	柱角材	危険物 有害物	思い出の品 貴重品	廃家電類	土砂
水害	38.6%	9.1%	4.3%	2.6%	16.8%	0.5%	0.1%	1.9%	26.1%

※「埼玉県災害廃棄物処理指針」P15 表3.7 より

4-4 災害廃棄物処理能力の推計

川越市地域防災計画において示されている東京湾北部地震、関東平野北西縁断層帯地震、及び荒川氾濫による洪水を対象とし、これらの災害を想定した災害廃棄物の処理量、及び処理能力等を「埼玉県災害廃棄物処理指針」を参考に推計します。

なお、関東平野北西縁断層帯地震は、最も大きな被害が見込まれ、最大規模の災害廃棄物が発生すると推測されています。

○災害廃棄物処理に必要な処理量の目安

災害廃棄物を処理するために必要な川越市の処理量の目安は、災害ごとに、表 4.9、表 4.10、表 4.11 のとおりです。

表 4.9 処理量の目安（東京湾北部地震）

区 分	川越市の 処理量（想定）	埼玉県の 処理量（想定）
災害廃棄物	1.5万トン	369万トン
処理時間	1年程度	—

※「埼玉県災害廃棄物処理指針」P13 表3.4 を参考に作成

表 4.10 処理量の目安（関東平野北西縁断層帯地震）

区 分	川越市の 処理量（想定）	埼玉県の 処理量（想定）	[参考]東日本大震災事例 （宮城県）
災害廃棄物	87万トン	1,311万トン	1,888万トン (津波堆積物を除く災害廃棄物は1,160万トン)
処理時間	最長でも3年以内	最長でも3年以内	約3年

※「埼玉県災害廃棄物処理指針」P14 表3.5、P20 表3.10 を参考に作成

表 4.11 処理量の目安（荒川氾濫による洪水）

区 分	川越市の 処理量（想定）	埼玉県の 処理量（想定）
災害廃棄物	10万トン	392万トン
処理時間	3年程度	—

※「埼玉県災害廃棄物処理指針」P18 表3.9 を参考に作成

処理量（想定）は洪水浸水想定区域の指定変更等により変化する場合があります。

○災害廃棄物処理に必要な運搬能力、保管能力、処理能力

災害廃棄物を処理するために、必要となる運搬能力、保管能力、処理能力の推計を災害ごとに表 4.12、表 4.13、表 4.14 に示します。

運搬能力は、災害廃棄物の現場撤去や仮置場への搬入等について、被災現場から仮置場への運搬を完了する期間を1年間として設定した場合の必要能力としています。

保管能力は、処理期間を1年間又は3年間、積み上げ高さを5メートルとして設定した場合の推計となっています。

処理能力は、災害廃棄物の種類や性状に応じて行う処理について、焼却処理、破碎選別処理、再生利用処理及び埋立処理の必要量となっています。

表 4.12 災害廃棄物処理に必要な能力（東京湾北部地震）

区 分	項 目	川越市 必要な能力	埼玉県 必要な能力
運搬能力 (年間 240 日) (1 台 7 トン)	日運搬量 (平均) (トン/日)	6 3	1 5, 3 6 5
	運搬車両必要台数 (平均) (台/日)	9	2, 1 9 6
保管能力 (処理期間1年 *1) (高さ 5m)	保管量 (万トン)	1. 5 *2	2 4 6
	仮置場必要面積 (h a)	0. 5 5	1 0 6
処理能力	焼却処理必要量 (万トン)	0. 1	3 5
	破碎選別必要量 (万トン)	0. 4	1 0 7
	再生利用必要量 (万トン)	1. 1	2 6 1
	埋立処理必要量 (万トン)	0. 3	7 6

*1 埼玉県については、処理期間を3年としています。

*2 災害廃棄物の処理量と同量にしています。

※「埼玉県災害廃棄物処理指針」P 2 0 表 3.11 を参考に作成

表 4.13 災害廃棄物処理に必要な能力（関東平野北西縁断層帯地震）

区 分	項 目	川越市 必要な能力	埼玉県 必要な能力
運搬能力 (年間 240 日) (1 台 7 トン)	日運搬量 (平均) (トン/日)	3, 6 2 5	5 4, 6 4 4
	運搬車両必要台数 (平均) (台/日)	5 1 8	7, 8 0 7
保管能力 (処理期間 3 年) (高さ 5 m)	保管量 (万トン)	5 8	8 7 4
	仮置場必要面積 (h a)	2 4	3 7 5
処理能力	焼却処理必要量 (万トン)	8	1 2 2
	破碎選別必要量 (万トン)	2 6	3 9 0
	再生利用必要量 (万トン)	6 1	9 2 5
	埋立処理必要量 (万トン)	1 8	2 7 7

※「埼玉県災害廃棄物処理指針」P 2 0 表 3.11 を参考に作成

表 4.14 災害廃棄物処理に必要な能力（荒川氾濫による洪水）

区 分	項 目	川越市 必要な能力	埼玉県 必要な能力
運搬能力 (年間 240 日) (1 台 7 トン)	日運搬量 (平均) (トン/日)	4 1 7	1 6, 3 1 3
	運搬車両必要台数 (平均) (台/日)	6 0	2, 3 3 1
保管能力 (処理期間 3 年) (高さ 5 m)	保管量 (万トン)	6. 7	2 6 1
	仮置場必要面積 (h a)	6. 6	1 8 7
処理能力	焼却処理必要量 (万トン)	5. 0	1 9 5
	破碎選別必要量 (万トン)	0. 9	3 6
	再生利用必要量 (万トン)	3. 9	1 7 0
	埋立処理必要量 (万トン)	1. 1	4 4

※「埼玉県災害廃棄物処理指針」P 2 0 表 3.11 を参考に作成

○東清掃センター、資源化センター災害廃棄物焼却処理能力の推計

東清掃センター及び資源化センターの災害廃棄物焼却処理能力を表 4.15 に示します。各センターの1日あたりの処理能力として、東清掃センターは実処理能力である110トン/日、資源化センターは定格処理能力である265トン/日とし、年間稼働日数を280日で年間最大処理量(トン/年)を算定しています。この年間最大処理量と実績量である年間家庭ごみ処理量(トン/年)との差を災害廃棄物処理可能量(トン/年)としています。

表 4.15 東清掃センター、資源化センター災害廃棄物焼却処理能力

	処理能力 (トン/日)	年間最大 処理量 (トン/年) (a)	年間家庭ごみ 処理量 (トン/年) (b)	災害廃棄物 処理可能量 (トン/年) (a-b)
東清掃センター	110	30,000	21,000	9,000(32.0 トン/日)
資源化センター	265	75,000	74,000	1,000(3.5 トン/日)
合 計	375	105,000	95,000	10,000(35.5 トン/日)

※年間稼働日数を280日とする。

東清掃センターの処理能力は、定格140トン/日であるが、実能力で110トン/日とする。

○東清掃センター、資源化センター災害廃棄物破碎処理能力の推計

東清掃センター及び資源化センターの災害廃棄物破碎処理能力を表 4.16 に示します。

各センターの1日あたりの処理能力として、東清掃センターは実処理能力である20トン/日、資源化センターは定格処理能力である9.3トン/日とし、1日5時間運転の年間稼働日数を250日で年間最大破碎処理量(トン/年)を算定しています。この年間最大破碎処理量と実績量である年間破碎処理量(トン/年)との差を災害廃棄物処理可能量(トン/年)としています。

表 4.16 東清掃センター、資源化センター災害廃棄物破碎処理能力

	処理能力 (トン/日)		年間最大破碎 処理量 (トン/年) (a)	年間破碎 処理量 (トン/年) (b)	災害廃棄物 処理可能量 (トン/年) (a-b)
東清掃センター不燃,粗大	20		5,000	2,200	2,800(11.0 トン/日)
資源化センター不燃	8.4	9.3	2,325	1,900	400(1.5 トン/日)
資源化センター粗大	0.9				
合 計	29.3		7,325	4,100	3,200(12.5 トン/日)

※1日5時間運転、年間稼働日数を250日とする。

東清掃センターの処理能力は、定格30トン/日だが、実能力で20トン/日とする。

○処理量から想定した焼却処理体制

東清掃センター及び資源化センター災害廃棄物焼却処理能力（表 4.15）を基に、発生する災害廃棄物の処理量から想定した焼却処理体制を表 4.17 に示します。既存焼却施設（東清掃センター及び資源化センター）の 1 日あたりの処理量は、通常の処理をしたうえで、さらに追加処理できる量となるため、その処理量は一定量となり、要処理量に応じた一定の処理期間が必要となります。また、運搬についても委託を含めた体制をとります。

仮置場については、処理量 1 千トンで開設が想定され、さらに増大する収容量に対応するため、1 万トンになると新仮置場の指定を行うこととなります。

処理期間は最長でも 3 年を目安とし、災害廃棄物が一定量を超えて発生した場合は、民間廃棄物処理業者等の活用、県への支援を要請します。また、県内処理が困難な場合は、国・県外自治体等へ広域処理の支援を要請し、外部処理を行います。なお、実際の処理体制については、災害の規模、種類、国や県等の支援状況に応じて変動するため、災害の状況に即して臨機応変に対応します。

表 4.17 焼却処理体制

区 分	300 トン	1,000 トン	2,000 トン	5,000 トン	10,000 トン	50,000 トン	100,000 トン～
直営運搬	○	○	○	△	△	△	△
委託運搬	—	△	○	○	○	○	○
想定処理期間	2 週間	1 ヶ月	2 ヶ月	6 ヶ月	1 年	2 年	3 年
東清掃想定 処理量(トン/日)	10	30	30	30	30	30	30
資源化想定 処理量(トン/日)	—	3	3	3	3	3	3
直接搬入	○	○	—	—	—	—	—
仮置場搬入	—	△	○	○	○	○	○
外部処理(トン/日)	—	—	—	—	—	26	86
新仮置場指定	—	—	—	—	△	○	○
国・県の支援	—	—	—	—	△	○	○
<ul style="list-style-type: none"> ・年間の焼却稼働日数を 280 日として算出しています。 ・災害の状況に応じて、仮置場への搬入は、被災住民が自ら行うこととなります。 							

※ ○適用する △状況により適用する —適用しない

第5章 災害廃棄物仮置場

5-1 仮置場の選定方法

(1) 仮置場に求める基本的な考え方

仮置場に求められる機能、必要面積を可能な限り満足させるため、以下の要件も考慮します。

- ①搬入・搬出及び運搬ルートが確保が容易で、広い道路に面し、被災住民が自ら災害廃棄物を搬入することができる土地
- ②長期間使用可能な土地
- ③運搬及び作業に伴う騒音等生活環境、周辺環境の保全（被災前：周辺に学校、保育園、病院、福祉施設、避難場所等が無い、広大な敷地を有し新たに開発する面積が少ない等）
- ④二次災害の防止（ガス漏れ、陥没、河川の氾濫の恐れが無い等）
- ⑤災害時の他用途との整合（緊急輸送、協力・支援受け入れ拠点、避難場所等との競合等）
- ⑥学校の校庭は、災害廃棄物処理中及び処理後の土壌汚染等の懸念があることや避難所となっていることから、原則として仮置場選定の対象外とします。

(2) 土地の特性に応じた仮置場の選定

①公園・緑地、その他の公有地

公園・緑地は、比較的広いスペースが確保できるものの、避難場所としての活用を踏まえ、その状況に応じて仮置場として活用します。その他の公有地についても利用状況を踏まえ、柔軟に仮置場としての活用を図ります。

②工業地域

工業地域は、比較的広いスペースを確保できることから、緊急時においてこうした民有地が活用できるよう協力を求めています。

③住宅地、オフィス・商店街

本市の状況を踏まえると、被災地住宅街等に大きな仮置場を確保することは困難なことから、小規模なスペースの確保についても検討します。また、未利用の広い民地の協力を仰ぎ、活用できるよう協力を求めています。

④河川敷

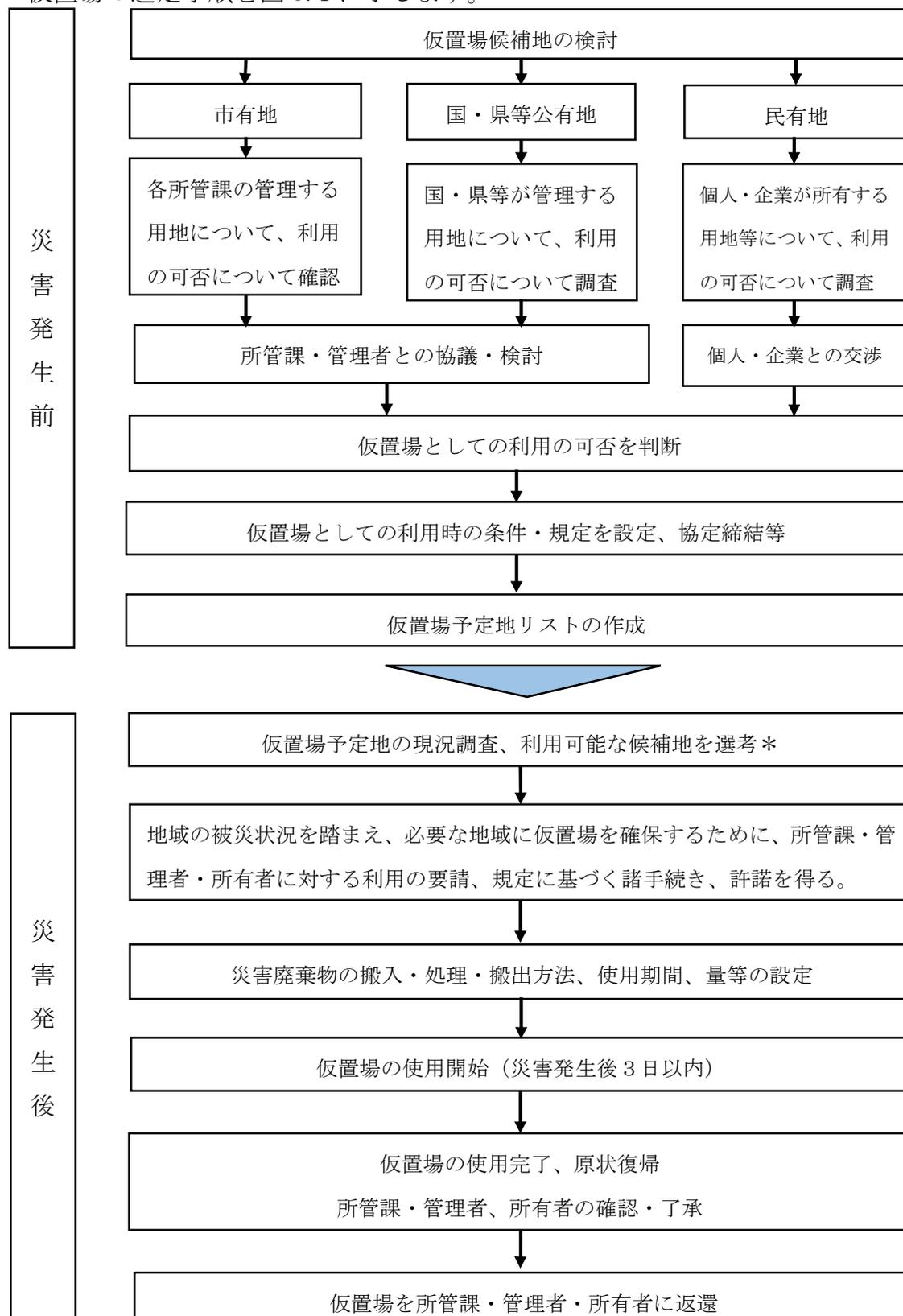
本市においては、河川敷に広いスペースを確保できるが、二次災害の危険性もあるため、被災状況を踏まえ、河川管理者と協議し判断します。

⑤未利用農地

未利用農地は、生産再開時に災害廃棄物を受け入れた事による影響が発生しないよう配慮し、搬入物を制約する等十分協議を行います。

5-2 仮置場の選定手順

仮置場の選定手順を図 5.1 に示します。



* 被災規模、災害廃棄物の発生推計量、本市における過去の災害実績等を考慮し、災害廃棄物対策会議にて仮置場の設置を検討します。

図 5.1 仮置場の選定手順

5-3 仮置場選定の優先順位

災害発生時は、人命救助、支援・救援物資等の受け入れを迅速に行うことを優先するため、避難路、緊急輸送路の確保に最適な場所の仮置場を優先します。

その他については、地域の被災状況を踏まえ、優先順位を検討し決定します。

仮置場選定の優先順位を図 5.2 に示します。

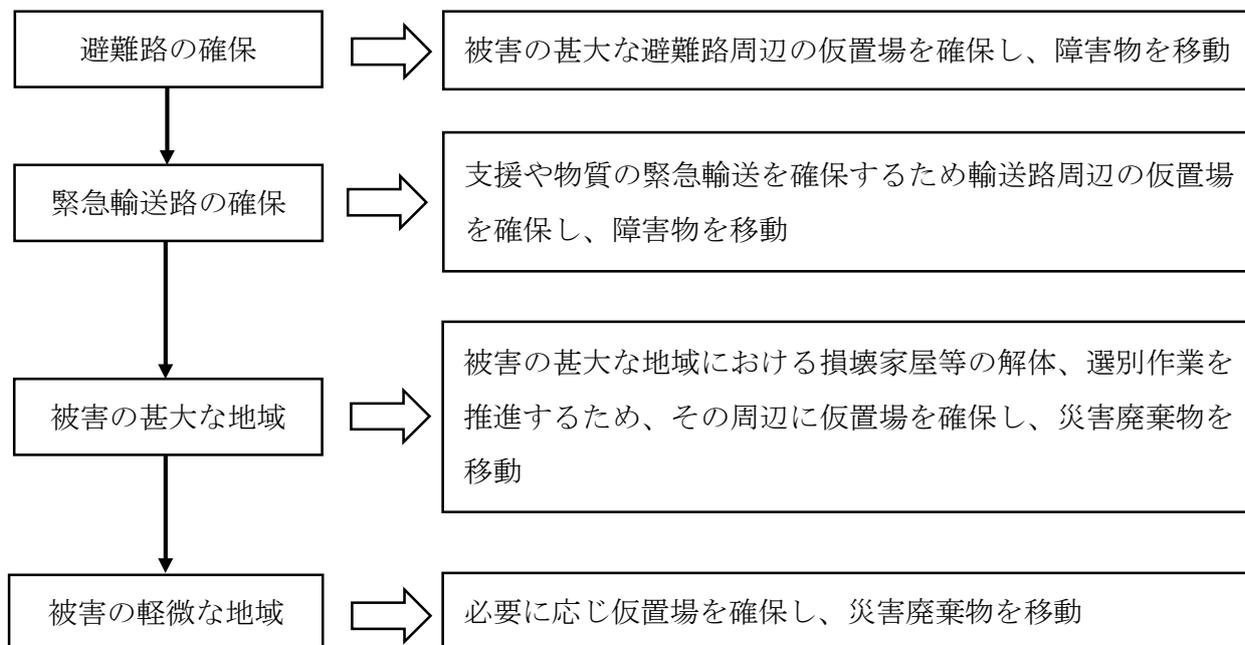


図 5.2 仮置場選定の優先順位

5-4 仮置場の運営

- (1) 適正処理、再資源化を踏まえ、分別された廃棄物の種類ごとに区分し保管します。
- (2) 仮置場は、原則として、土壌調査等を事前に実施し、仮舗装や鉄板・シート等を敷設し、排水溝及び必要に応じて排水処理施設等の設置、仮置場からの飛散防止のために、散水の実施や飛散防止ネットを敷設します。
- (3) 災害廃棄物を受け入れる際の優先順位を以下のとおりとします。
 - ① 避難路、緊急輸送路等の障害物を優先的に受け入れます。
 - ② 仮置場の保管能力、保管物の処理・処分の進捗状況に応じ、順次受け入れを行います。
- (4) 受け入れ可能廃棄物

市が撤去した障害物、災害対策本部等から受け入れ要請があった廃棄物、災害によって発生し本市が処理する廃棄物（解体した家屋から発生する廃棄物等）、被災住民等により搬入される廃棄物等の受け入れを原則とします。

被災住民等が搬入する場合には、作成した被災地の地図により排出者や発生場所、災害廃棄物であることを確認し、原則として、り災証明についても確認を行います。

また、処理施設に直接搬入する場合には、必要に応じて手数料減免に係る事務手続きを行います。

(5) 火災予防対策等

- ① 可燃物や木くず等は、発火や温度上昇防止の観点から、積上げ高さは5 m以下にします。
- ② 集積場所の周囲に消火活動スペース、又は延焼防止用の空地を確保します。
- ③ 消火器等を設置します。
- ④ 発火防止のため、廃棄物の温度計測等を行います。
- ⑤ 危険物等の標識を設置します。

(6) 感染症対策

新型インフルエンザ等のウイルス流行期には、他者との接触機会を減らすための感染症対策をとり、仮置場来場等による感染拡大の防止を図ります。

5-5 必要面積の算出

必要となる仮置場の面積は、次の推計式で算定します。

- ・必要面積 = 積み上げスペース + 選別・解体スペース
- ・積み上げスペース = 災害廃棄物発生量 (m³) ÷ 積み上げの高さ (m)

ここで、他県・他市の事例を踏まえ、積み上げの高さを5m、選別・解体スペースを積み上げスペースと同程度と想定し、最も大きな被害が見込まれる関東平野北西縁断層帯地震時に発生する災害廃棄物の全量を仮置場に搬入すると仮定した場合に必要な面積を予測した結果を表5.1に示します、また、災害ごとの仮置場必要面積を表5.2に示します。

表 5.1 仮置場必要面積予測結果

区 分		単 位	予 測 結 果
A	災害廃棄物発生量	m ³	600,000
B	積み上げスペース (=A÷5m)	m ²	120,000
C	選別・解体スペース (=B)	m ²	120,000
D	必要面積 (B+C)	m ²	240,000
		ha	24

表 5.2 災害ごとの仮置場必要面積

災 害	発生量 (m ³)	必要面積 (ha)
東京湾北部地震	13,750	0.55
関東平野北西縁断層帯地震	600,000	24
荒川氾濫による洪水	166,000	6.6

5-6 仮置場の候補地状況

川越市地域防災計画での廃棄物仮置場の候補地を表 5.3 に示します。今後も関係機関等との調整を図り、仮置場候補地選定を進めます。

表 5.3 仮置場の候補地状況

名 称	所在地	総面積 (㎡)	有効面積 (㎡)	仮置可能量 (m ³)
小畔の里 クリーンセンター	平塚新田	96,395	39,000	37,510
旧西清掃センター 敷地内	笠幡	23,048	1,600*	2,280*
北久保災害廃棄物等 一時保管場所	笠幡	9,565	8,500	8,470
塚下災害廃棄物等 一時保管場所	笠幡	9,748	8,000	7,410
合 計		139,756	57,100	55,670

* 跡地活用の状況を勘案し、改めて算定します。

※ 積み上げの高さ 2 m

5-7 仮置場の配置イメージ

仮置場の配置イメージを図 5.3 に示します。

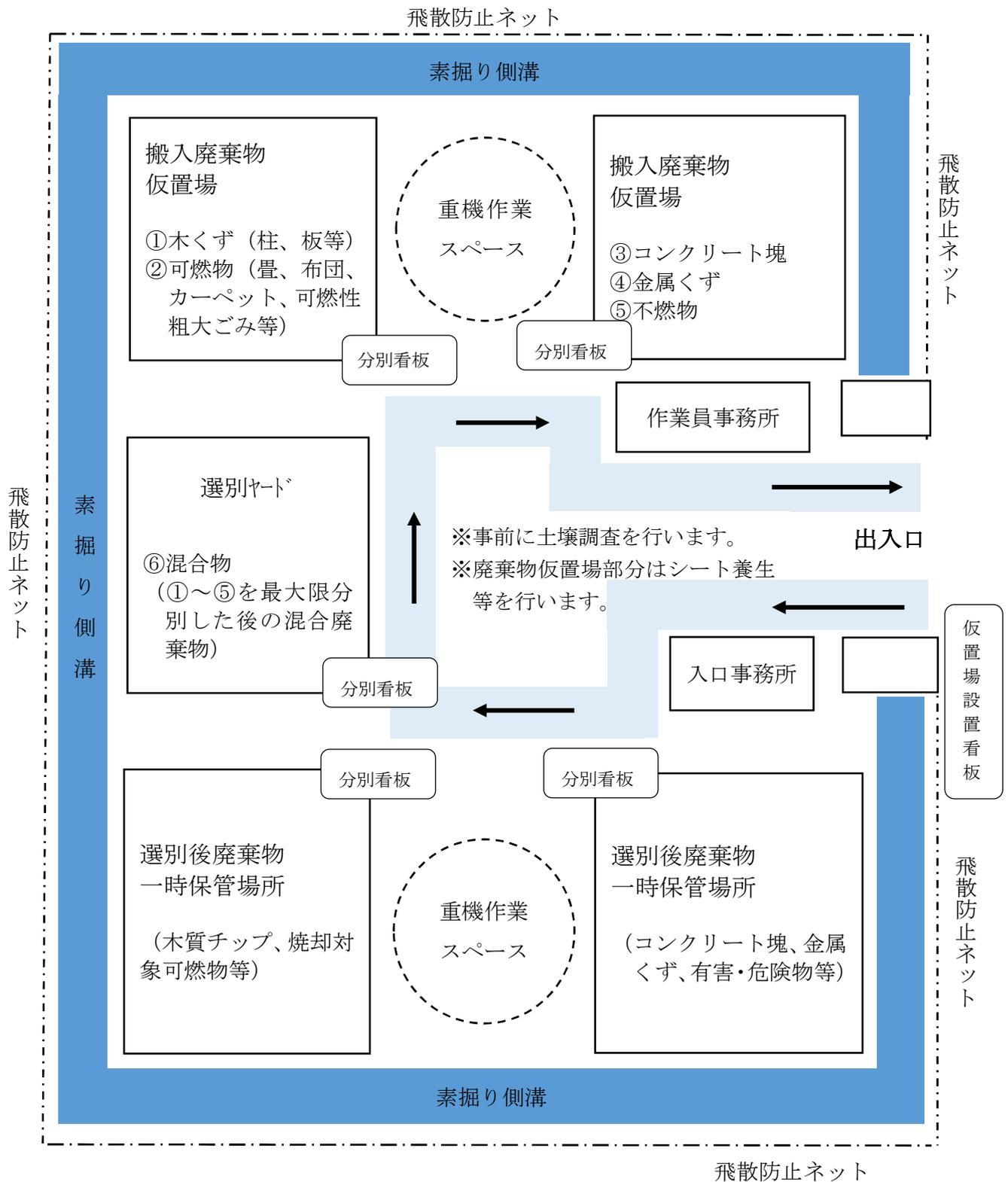


図 5.3 仮置場の配置イメージ図

5-8 緊急交通の確保

災害廃棄物の運搬に際しては、利用可能な道路や緊急交通網の整備状況についての情報をいち早く収集し、的確かつ効率的なルート設定を行います。

5-9 搬入ルート設定の手順

仮置場への搬入ルート設定の手順を図 5.4 に示します。

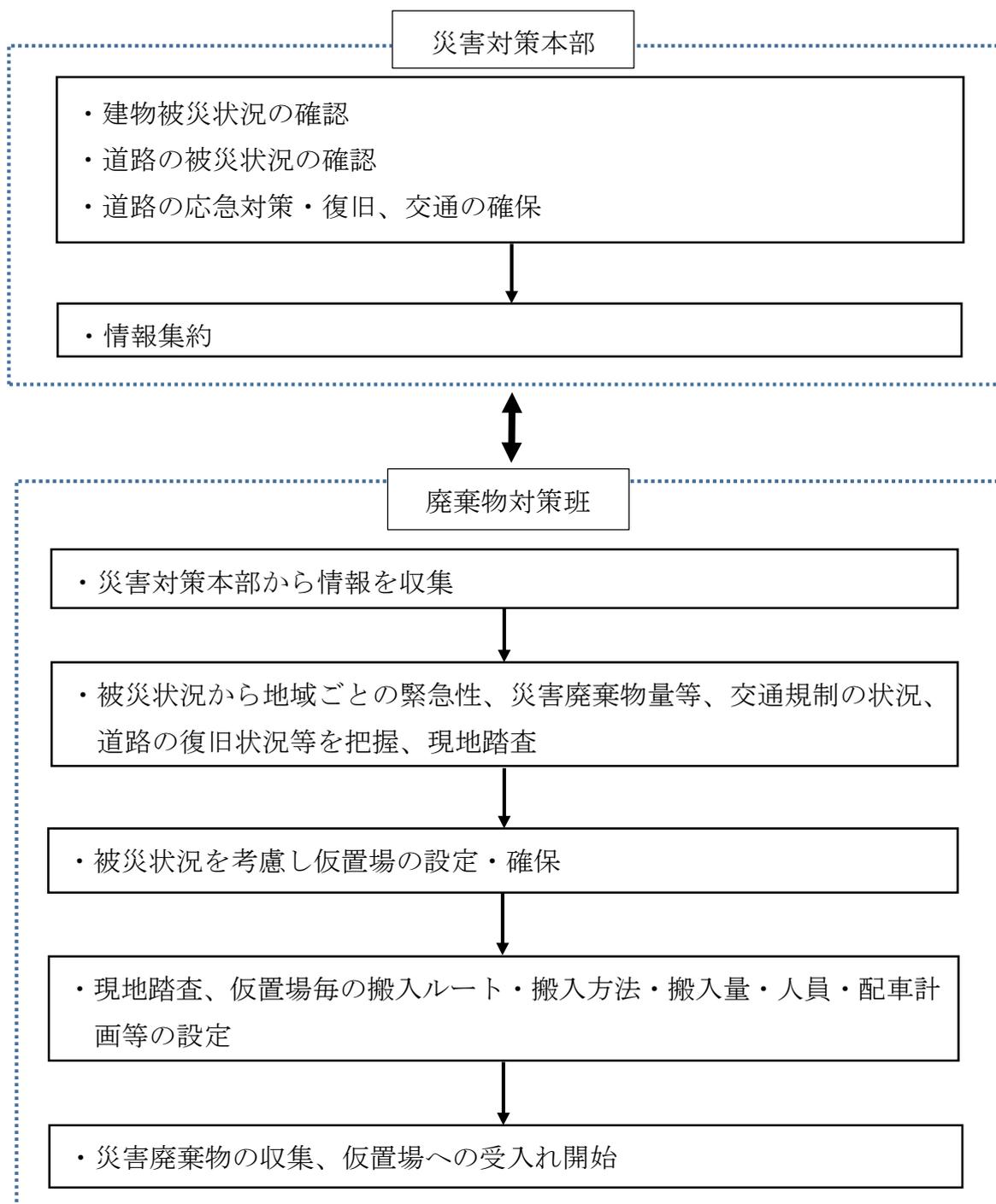


図 5.4 仮置場への搬入ルート設定の手順

第6章 災害廃棄物処理実行計画

6-1 災害廃棄物処理実行計画

災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）とは、実際に発生した災害の被害状況に即し、災害廃棄物の処理体制や処理方法等について定める計画です。

実行計画では、表 6.1 に示す項目等について策定します。

表 6.1 実行計画

項目	本計画における該当箇所
1 組織及び業務内容	第2章 組織体制 2-1 川越市災害廃棄物処理体制 2-2 廃棄物対策班・環境保全班の主な業務 2-3 廃棄物対策班・環境保全班の業務の流れ 第3章 災害廃棄物処理に関する事項 3-2 災害廃棄物の処理方針 3-3 災害廃棄物等の処理手順
2 計画の対象と計画量	第4章 発生量と処理能力の推計 4-1 災害廃棄物の発生量の推計手順 4-2 想定する災害及び災害廃棄物の推計量 4-3 発生量の推計方法
3 処理期間	第4章 発生量と処理能力の推計 4-4 災害廃棄物処理能力の推計
4 処理体制	第4章 発生量と処理能力の推計 4-4 災害廃棄物処理能力の推計
5 処理方法	第3章 災害廃棄物処理に関する事項 3-4 災害廃棄物の処理フロー

第7章 市民への広報、啓発

7-1 市民への情報伝達

市民に対して、ごみ処理、災害廃棄物処理に関する情報提供を迅速かつ的確に伝えるために、各種の情報媒体を活用し情報伝達を行います。特に排出の際は、分別を行うよう協力を求めるとともに、災害時は災害廃棄物の処理を優先するため、生活ごみの搬出削減についても協力を求めます。

対応時期ごとの発信方法と発信内容を表7.1に示します。

表7.1 対応時期ごとの発信方法と発信内容

対応時期	発信内容	発信方法
災害初動時	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の分別 (有害、危険物、処理困難物の取扱い、定時収集(生活ごみ)体制、仮置場、自己搬入、減免、し尿等収集体制) ・問い合わせ先 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所、市民センター、公民館、避難所等へ掲示、回覧板等 ・防災行政無線、市のホームページ、SNS等 ・マスコミ報道(災害対策本部を通じた記者発表の内容に基づく) ・自治会への情報提供(情報共有や協議)
災害廃棄物の撤去・処理開始時	<ul style="list-style-type: none"> ・仮置場への搬入 ・被災家屋の取扱い(災害ごみ) ・土、日曜日、休日等の収集体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報宣伝車 ・防災行政無線 ・回覧板 ・市役所、市民センター、避難所等での説明会 ・自治会への情報提供
処理ライン確定～本格稼働時	<ul style="list-style-type: none"> ・全体の処理フロー、処理、処分先等の最新情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に用いた発信方法

※ 災害対策本部との情報を共有するとともに、情報伝達方法についても共有します。

7-2 啓発活動

災害発生時に廃棄物の迅速な収集運搬、適正な処理及び資源化を行うため、平常時から市民等に対し必要な啓発活動を行います。

- (1) 災害発生時の一般廃棄物の分別及び排出方法
- (2) 災害廃棄物(特に建築物の解体に伴う廃棄物)の処理方法
- (3) 災害発生時における廃棄物関連情報の伝達方法

第8章 その他

8-1 環境モニタリング

市は、市民の生活環境への影響を防止するために、発災直後は廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路や化学物質等の使用・保管場所、建物の解体・撤去現場、仮置場等を対象に、必要に応じて、大気、騒音、振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行います。

8-2 職員の教育訓練

災害発生時に廃棄物処理に関する計画及び対策の実行主体となる環境部職員には、様々な知識と適切な判断力が要求されます。このため、平時から災害時の廃棄物処理に関する情報を積極的に収集するとともに、国・県等が開催する研修会等への参加や、教育訓練等を継続的に行います。

(1) 情報収集及び知識の向上

国・県等が開催する図上訓練や研修会等に積極的に参加します。

(2) 教育訓練等

定期的に仮設トイレの組み立て講習会や図上訓練を行います。

8-3 本計画の見直し

災害廃棄物処理の実効性を高めるため、以下に該当する場合には、計画見直しの必要性を検討し、適宜改定を行います。

(1) 国や県の指針、関係法令が改定された場合

(2) 川越市地域防災計画が改定された場合

(3) 今後の災害廃棄物処理の事例により、改善すべき点が見られた場合

(4) 各種研修会や教育訓練を通して、改善すべき点が見られた場合

(5) その他見直しが必要と判断された場合